

経済産業省

20230310保局第2号

電気事業法施行規則第50条第2項の解釈適用に当たっての考え方（内規）の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年3月20日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



電気事業法施行規則第50条第2項の解釈適用に当たっての考え方（内規）の一部を改正する規程

電気事業法施行規則第50条第2項の解釈適用に当たっての考え方（内規）（20160905商局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和5年3月20日から施行する。

電気事業法施行規則第 50 条第 2 項の解釈適用に当たっての考え方（内規）（20160905 商局第 2 号）の一部を改正する規程
新旧対照表

〔改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。〕

改正後	改正前
電気事業法施行規則第 50 条第 2 項の解釈適用に当たっての<u>考え方</u> 経済産業省大臣官房<u>技術総括・保安審議官</u> 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項に規定する保安規程（以下「保安規程」という。）の記載事項については、電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号。以下「省令」という。）第 50 条第 1 項において、事業用電気工作物であって、一般送配電事業、送電事業、配電事業又は発電事業（<u>法第 38 条第 4 項第 5 号</u>に掲げる事業に限る。以下同じ。）の用に供するものと、それ以外の事業用電気工作物に区分し、保安を一体的に確保することが必要な組織ごとに定めることとしている。一般送配電事業、送電事業、配電事業又は発電事業の用に供する事業用電気工作物の設置者（以下「事業者」という。）の定める保安規程については、省令第 50 条第 2 項に掲げる事項について記載することが求められ、自主保安活動を行う上での基本的なルールを事業者自らの責任において適切に定めるべく、下記のように記載されることが必要である。 なお、本内規に定める保安規程の記載事項は、経済産業省が、本内規の制定時において、一般送配電事業、送電事業又は発電事業の用に供する事業用電気工作物の保安確保に必要と考える標準的記載事項である。	電気事業法施行規則第 50 条第 2 項の解釈適用に当たっての<u>考え方（内規）</u> 経済産業省大臣官房<u>商務流通・保安審議官</u> 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項に規定する保安規程（以下「保安規程」という。）の記載事項については、電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号。以下「省令」という。）第 50 条第 1 項において、事業用電気工作物であって、一般送配電事業、送電事業、配電事業又は発電事業（<u>法第 38 条第 3 項第 4 号</u>に掲げる事業に限る。以下同じ。）の用に供するものと、それ以外の事業用電気工作物に区分し、保安を一体的に確保することが必要な組織ごとに定めることとしている。一般送配電事業、送電事業、配電事業又は発電事業の用に供する事業用電気工作物の設置者（以下「事業者」という。）の定める保安規程については、省令第 50 条第 2 項に掲げる事項について記載することが求められ、自主保安活動を行う上での基本的なルールを事業者自らの責任において適切に定めるべく、下記のように記載されることが必要である。 なお、本内規に定める保安規程の記載事項は、経済産業省が、本内規の制定時において、一般送配電事業、送電事業又は発電事業の用に供する事業用電気工作物の保安確保に必要と考える標準的記載事項である。

8. 第8号（保安に関する記録）	8. 第8号（保安に関する記録）
八 〔略〕	八 〔略〕
保安についての必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が明確に記載されていることが必要である。その際、記録を適正に作成し、管理するための措置については、記録の承認、保存に係る手順が定められている必要がある。また、 <u>法定自主検査</u> を含めた保守点検に係る体制及びその結果の記録の保存に関することが明記されている必要がある。	保安についての必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が明確に記載されていることが必要である。その際、記録を適正に作成し、管理するための措置については、記録の承認、保存に係る手順が定められている必要がある。また、 <u>法定事業者検査</u> を含めた保守点検に係る体制及びその結果の記録の保存に関することが明記されている必要がある。